

「HKO 会」開催 —— 広がる病院勤務の警察 OB ネットワーク

さる5月30日、東京慈恵会医科大学を会場に「HKO 会」が開催された。「HKO」とは「ホスピタル・警察・OB」の頭文字。2004年に警視庁刑事部捜査第一課を退職後に慈恵医大に入職した横内昭光氏を皮切りに、病院内のよりよい安全確保に向けて、退職後の警察官を雇用する病院が増えている。HKO 会は、この警察 OB 病院職員の横のネットワークを広げるために設立され、定期的に開催されている。この日は首都圏から55名の参加があり、このうち約半数が新入会員であった。大学病院はもとより、市中病院にも採用が広がり、複数の警察 OB を採用する病院も増加している。

会は高木敬三氏(慈恵大学専務理事)の挨拶で幕開け。法的な立場からの適切な対応を警察 OB に求めたいと述べ、また病院職員に対してもそれに応じた教育を行なってほしいと要望した。

まず、病室内で発生した患者間の殺人事件を扱うなど、医療関連の訴訟・判例に詳しい逢坂哲也弁護士が、医師の応召義務の要件について解説を行った。最近、救急医療におけるいわゆる「患者のたらいまわし」が社会問題となっているが、逢坂氏はこのなかで、どのような場合に医療機関の過失が問われるのかについて触れ、①当該医療機関の対応能力、②患者の病状の緊急性、③近隣の医療体制の3点が勘案されると述べた。

続いて、警視庁刑事部捜査第一課長や第七方面本部長を務めた後、日本航空の業務監理部でリスクマネジメントを担当する久保正行氏が、組織のコンプライアンスをテーマに講演。コンプライアンスは一般に「法令順守」と訳されるが、「常識が法である」との持論のもと、公共財といえる病院は、現代における社会や個人の常識的な要望にも応え、柔軟性をもつことが地域に貢献



パネルディスカッション。参加者からの事例提供(写真上)、パネリストの佐藤太郎氏(右)と逢坂哲也氏。



するための方策であると述べた。

この後、安井はるみ氏(神奈川県看護協会)を司会に、パネルディスカッションに移った。2人の参加者から実際に院内で発生した暴力事件とその対応について事例提供があり、前出の逢坂氏、久保氏に加え、佐藤太郎氏(聖路加国際病院)、小関健二氏(東京女子医科大学病院)、斉藤林三氏(東京共済病院)、以上5名のパネリストが適切な対応方法について考察を行った。佐藤氏は特に暴力が発生しやすい救急部や夜間の病棟での適切な対応について論じ、警察との信頼関係のなかで、警察 OB が病院職員を守るために、何ができるのかではなく、何をしていくのかを発信する必要があると強く呼びかけた。

また院内暴力に関するトピックスとして香川県での先進的な事例が安井氏から紹介された。同県では「地域医療を守るための宣言」のなかで、患者が守るべきルールとマナーとして「迷惑行為は慎もう」と呼びかけているほか、県立病院における悪質な患者に対する診療拒否も含めたマニュアル整備を進めている。応召義務の見地から、その内容について医療安全関係者からの注目が集まっている。

これに対し、逢坂氏は法律家の立場から不当行為の認定基準を明確化する必要性を述べたほか、ガイドライン作成に必要な観点として公平・平等が基本線であり、恣意的な運用の余地がない形式で整備を進める必要があると述べた。

● 本誌編集室